

# 介護保険料の 納入通知書をお送りします

65歳以上のかたに、平成20年度分の介護保険料納入通知書(本算定分)を8月上旬にお送りします。

今回の介護保険料額(所得段階)は、平成20年度の市民税の課税状況や合計所得金額などをもとに算定したものです。年間の保険料額については、納入通知書でご確認ください。

問い合わせ 介護・高齢福祉課 ☎(866)2069



## 平成20年度 65歳以上のかたの介護保険料

| 所得段階 | 対象者   | 年間保険料額                  |
|------|---|-------------------------|
| 1    | 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者               | 24,000円<br>(月額平均2,000円) |
| 2    | 世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた  | 36,000円<br>(月額平均3,000円) |
| 3    | 世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた | 48,000円<br>(月額平均4,000円) |
| 4    | 本人が市民税非課税のかた                                | 60,000円<br>(月額平均5,000円) |
| 5    | 市民税課税者(合計所得が200万円未満)                        | 72,000円<br>(月額平均6,000円) |
| 6    | 市民税課税者(合計所得が200万円以上)                        |                         |

※平成17年度税制改正の影響で所得段階が上昇するかたは、介護保険料の負担が軽減されています(激変緩和措置)。

- 特別徴収のかたで、4月以前から引き続き年金天引きとなっているかたへは、はがきサイズの通知書を郵送します。
- 平成19年度中に65歳になったかたで、一定の条件に該当するかたは、10月から年金天引きに変わりますので、納入通知書をご確認ください。
- 災害などで保険料の減免を希望するかたは、納期限の7日前までに申請してください(年金天引きの場合は当該月の19日まで)。
- 所得段階が第4段階のかたで、①同一世帯に市民税課税者がいない②市民税または所得税の申告をしていない20歳~60歳の家族がいる — の両方に該当するかたは、収入状況などについての申告をすると第2または第3段階になる場合があります。
- 普通徴収のかたの保険料納付は、便利な口座振替をご利用ください。



## 情報公開、個人情報保護のご相談は文書法制課へ

市では、より公正で開かれた市政を進めるため情報公開制度を設け、市が保有する情報を広く公開・提供しています。また、個人情報保護制度では、市が保有する個人情報を適正に取り扱うためのルールを定め、自分の個人情報について、誰でも開示や訂正、利用停止を請求する権利を保障しています。情報公開や個人情報についての相談や開示請求の問い合わせは、文書法制課へどうぞ。

また、市役所1階市民相談室隣の談話室では、市政に関する資料などを自由にご覧いただけます。

### 平成19年度の処理状況

| 公文書<br>開示請求 | 請求<br>件数 | 処理状況 |      |     |     | 取り<br>下げ | 未処理 |
|-------------|----------|------|------|-----|-----|----------|-----|
|             |          | 開示   | 部分開示 | 不開示 | 不存在 |          |     |
|             | 29       | 7    | 20   | 0   | 1   | 1        | 0   |

開示請求のおもな内容…社会福祉法人に対する指導監査の結果など

| 保有<br>個人情報<br>開示請求 | 請求<br>件数 | 処理状況 |      |     |     | 取り<br>下げ |
|--------------------|----------|------|------|-----|-----|----------|
|                    |          | 開示   | 部分開示 | 不開示 | 不存在 |          |
|                    | 8        | 8    | 0    | 0   | 0   | 0        |

開示請求のおもな内容…市立病院のカルテに関するものなど

### 開示を請求できるかた(情報公開)

- 市内に住所があるかた
- 市内に事務所がある個人や法人、団体
- 市内の事務所に勤務しているかた
- 市内の学校に在学しているかた
- 市が行う事務事業に利害関係のあるかた

### 対象となる機関(個人情報保護・情報公開)

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会  
監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会  
上下水道事業管理者、消防長、議会

### 対象となる公文書(情報公開)

制度の対象となる機関の職員が仕事で作成したり、取得したりした文書や図画、写真、フィルム、電磁的記録(磁気テープ、磁気ディスクなど)などで、平成10年4月1日以降(電磁的記録は平成17年7月1日以降)に事務処理が終わり、管理しているもの

問い合わせ 文書法制課情報公開担当 ☎(866)2008



コミセンが休館します…8月13日(水)は、各地区のコミュニティセンターは休館します。ご了承ください。地域振興課 ☎(866)2036

家電4品目(ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)の不法投棄が増えています。適正に処理しましょう。

## 不法投棄は犯罪です

不法投棄は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金(法人は1億円の罰金)または、それらが合わせて科せられます。

## 家電4品目の処理方法

\*収集料金とリサイクル料金がかります

購入店が分かる、  
買い換える

購入した店、  
または新しい製品を購入する店で引き取り

購入店が不明、  
店が既がない

### 業者に依頼する

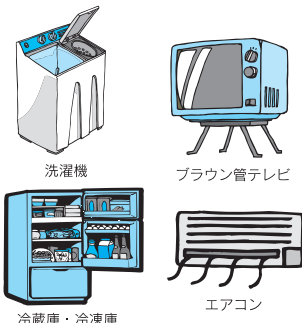
秋田廃棄物処理協会 ☎(895)7900  
家電リサイクルセンター ☎0120-537-915

### 直接、業者に持ち込む

●松下、東芝、ビクター、日本サムスンなどの製品…(株)阪東商店 ☎(862)5734

●NEC、三洋、日立、三菱、シャープ、ソニー、メーカー不明の製品…日本通運(株)秋田支店流通倉庫課 ☎(863)3002

※メーカーを確認し、事前に郵便局で家電リサイクル券を購入してから持ち込んでください。



# ゴミ減量のアイデアを募集!

日ごろから市民のみなさんが取り組んでいて、家庭で実践できそうなごみ減量のアイデアはありませんか。優秀な作品は表彰し(副賞は図書カード、発表は10月)、市民のみなさんに紹介します。

## 部門

- ①リデュース部門(ごみを減らすためのアイデア)
- ②リユース部門(ものを繰り返し使うためのアイデア)
- ③リサイクル部門(ごみを資源として使うためのアイデア)

## 応募方法

応募用紙に必要事項を書いて、アイデア(400字以内かイラスト)を添えて、8月31日(日)まで、郵送、ファクス、Eメールで、ごみ減量推進課へ。※応募用紙1枚につき1作品。電話での応募は不可。  
〒011-0904寺内蛭根三丁目24-3 ごみ減量推進課  
ファクス(863)6630 Eメール ro-evtr@city.akita.akita.jp

応募用紙は下記窓口にあります(市環境部ホームページからもダウンロードできます)。下記窓口で応募も受け付けています。

- ごみ減量推進課 ●市民相談室 ●土崎・新屋支所 ●河辺・雄和市民センター ●アルヴェ市民サービスセンター・市民交流サロン
- 各地域センター ●各地区コミュニティセンター ●各公民館



## エコちゃんの環境貯金箱作戦中間報告

6月の家庭ごみなどの量は、基準年度(平成14年度)の6月と比べて563トンの減り、64万9千円貯金できました。現在の貯金総額は434万7千円です。

問い合わせ ☎(866)2943

## 消費生活

### 今月の注意報!

## 空き店舗での「健康講座商法」にご注意

健康志向の高まりから、おもに高齢者が健康講座商法のトラブルに巻き込まれるケースが増えています。



チラシに「新規開店。来場したかたにはパンやサラダ油をプレゼント」と書かれていたので友人と会場へ。何度か健康講座を受けていると、「高血圧が治る」「がんに効く」という健康食品を勧められた。販売員とも親しくなり、今まで食品や日用品を無料でもらっていたので断れず、30万円のクレジット契約をしてしまった。

### 消費者センターからアドバイス

- ・「健康食品」は薬ではありませんので、効能や効果をうたうことは薬事法で禁止されています。販売員の説明をうのみにしないこと。通院中のかたなどは医師や薬剤師に相談しましょう。
- ・「無料です」「粗品をあげます」などと誘われ、何度も通っていると勧誘を断りにくなります。高額な商品を買わされることがあるので慎重に。
- ・このような販売方法で契約した場合、契約から8日以内であればクーリングオフできます。

消費生活相談は



秋田市消費者センター  
☎(866)2016